

四半期報告書

(第3期第1四半期)

自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日

大塚ホールディングス株式会社

東京都千代田区神田司町二丁目9番地

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) ライツプランの内容	9
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(6) 大株主の状況	10
(7) 議決権の状況	11

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	13
(2) 四半期連結損益計算書	15
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	16

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月12日
【四半期会計期間】	第3期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）
【会社名】	大塚ホールディングス株式会社
【英訳名】	Otsuka Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 樋口 達夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田司町二丁目9番地 (同所は登記上の所在地であり、実際の業務は下記の最寄りの連絡場所で行っております。)
【電話番号】	03-6717-1410
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営財務会計部長 大坪 清高
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番4号 品川グランドセントラルタワー12階
【電話番号】	03-6717-1410
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営財務会計部長 大坪 清高
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第3期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第2期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	260,834	281,738	1,084,291
経常利益(百万円)	27,267	36,328	109,057
四半期(当期)純利益(百万円)	19,731	21,702	67,443
純資産額(百万円)	889,652	961,057	948,456
総資産額(百万円)	1,393,237	1,437,714	1,458,375
1株当たり純資産額(円)	1,856.08	1,990.71	1,964.70
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	43.88	45.54	143.50
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	43.83	45.52	143.47
自己資本比率(%)	59.9	65.9	64.2
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	68,849	△3,591	173,508
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△8,237	△19,761	△59,014
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△5,800	△23,568	△28,139
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	290,454	275,540	321,306
従業員数(人)	24,476	25,117	24,589

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 平成21年6月30日付で、株式1株につき20株の株式分割を行っております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の連結子会社となりました。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容（注）1	議決権の所有（被所有）割合		関係内容
				所有割合（%）	被所有割合（%）	
（連結子会社） 蘇州大塚製薬有限公司	中華人民共和国 江蘇省蘇州市	US\$ 26百万	医療関連事業	100(100)	—	—

（注）1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 「議決権の所有（被所有）割合」欄の（内書）は間接所有であります。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	25,117（2,405）
---------	---------------

（注）1. 従業員は就業人員であります。

2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間における平均雇用人員であります。

（2）提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	63（63）
---------	--------

（注）1. 従業員は就業人員であります。

2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期会計期間における平均雇用人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	生産高（百万円）	前年同四半期比（%）
医療関連事業	26,005	103.9
ニュートラシューティカルズ関連事業（注）1	24,420	98.1
消費者関連事業	4,139	90.1
その他の事業	11,375	120.8
合計	65,941	103.2

- （注）1. ニュートラシューティカルズとは、栄養「Nutrition」＋薬「Pharmaceuticals」の造語であり、科学的根拠をもとに開発された医薬部外品や機能性食品及び栄養補助食品等を取り扱うセグメントです。
2. 金額は、生産実績に基づいた価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. 当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等を適用しており、前年同四半期比較にあたっては、前年同四半期数値について同基準等を適用したものに組み替えて算出しております。

(2) 受注実績

連結子会社は主として受注見込みによる生産方式をとっています。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同四半期比（%）
医療関連事業	185,805	109.3
ニュートラシューティカルズ関連事業	64,504	105.2
消費者関連事業	12,565	87.6
その他の事業	18,862	123.7
合計	281,738	108.0

- （注）1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、前第1四半期連結会計期間については、相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

相手先	当第1四半期連結会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）	
	金額（百万円）	割合（%）
（米国） カーディナルヘルス社	29,285	10.3

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. 当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等を適用しており、前年同四半期比較にあたっては、前年同四半期数値について同基準等を適用したものに組み替えて算出しております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社、以下同じ）が判断したものであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等を適用しており、前年同四半期比較にあたっては、前年同四半期数値について同基準等を適用したものに組み替えて算出しております。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における売上高は281,738百万円、営業利益は35,638百万円、経常利益は36,328百万円、四半期純利益は21,702百万円となりました。セグメントの業績は次のとおりです。

(単位：百万円)

	医療関連事業	ニュートラシューティカルズ関連事業	消費者関連事業	その他の事業	調整額	連結
売上高	185,805	64,979	12,806	27,294	△9,146	281,738
営業利益又は営業損失(△)	38,881	4,820	△51	1,726	△9,739	35,638

① 医療関連事業

治療薬分野では、大塚製薬㈱の抗精神病薬「エビリファイ」（「ABILIFY」）が、国内、海外ともに順調に売上を拡大しました。国内では、昨年発売した新剤形「エビリファイ内用液0.1%」や「エビリファイ12mg錠」による治療選択肢の拡大などにより売上を伸ばしました。米国では、昨年11月の「小児の自閉症」に関する適応追加や、「うつ」での使用拡大等により順調に売上を伸ばしました。

抗血小板剤「プレタール」は、大規模臨床試験データの結果を訴求点とした情報提供活動による処方の増加や、4月に発売した口腔内崩壊錠「プレタールOD錠」などにより堅調に推移しました。胃炎・胃潰瘍治療剤「ムコスタ」は、専門科への製品情報の提供活動を強化しましたが、国内における後発品の影響を受け売上が減少しました。

がん領域では、昨年4月に締結したブリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社との提携契約に基づき抗悪性腫瘍剤「スプリセル」などの売上を1月より計上しています。

大鵬薬品工業㈱においては、抗悪性腫瘍剤「ティーエスワン」の進行再発大腸癌を対象とした試験の結果が医療機関に徐々に浸透しました。還元型葉酸製剤「ユーゼル」は、錠剤小型化による新規採用活動が一巡し、売上が伸び悩みました。4月には5-HT₃受容体拮抗型制吐剤「アロキシ」を国内で発売しました。また、H₂受容体拮抗作用の抗潰瘍剤「プロテカジン」は引き続き順調に推移しました。β-ラクタマーゼ阻害剤である「タゾバクタム」を配合した注射用抗生物質製剤「ゾシン」は、海外導出先のファイザー社、国内導出先の大正富山医薬品㈱を通じて販売され売上に寄与しました。

臨床栄養分野では、㈱大塚製薬工場において、昨年9月に発売した高カロリー輸液用 糖・電解質・アミノ酸・総合ビタミン・微量元素液「エルネオパ1号輸液」「エルネオパ2号輸液」が好調に推移しました。血液凝固阻止剤ヘパリンロック液なども引き続き堅調な業績を示しました。

これらにより、医療関連事業の売上高は185,805百万円（前年同四半期比9.3%増）、営業利益は38,881百万円（同9.5%増）となりました。

② ニュートラシューティカルズ関連事業

大塚製薬㈱のイオン飲料「ポカリスエット」は、4月で発売30周年を迎えました。現在日本及びアジア諸国を中心に16カ国・地域で販売しており、海外でのブランド構築を着実に進展させています。インドネシアでは、5月に2つ目の工場を竣工しました。国内では、昨年8月からエコボトルを採用した900mlペットボトルのプロモーション活動が功を奏し、売上を後押ししています。また、郵便局㈱とのコラボレーションなどさまざまな施策のもと、さらなるブランド育成に注力しました。パーティープの大豆栄養製品「SOYJOY」は、現在日本を含む7カ国・地域で販売しており、グローバル製品としての育成に努めました。

「肌の健康」をテーマにしたコスメディクス（健粧品）分野では、全身スキンケアブランド「UL・OS」から4月に「薬用スキンケアウォッシュ」を発売しラインアップを拡充しました。また、CMをはじめとする積極的なプロモーション活動によりブランド認知が向上し、ユーザー数の拡大につながりました。

また、機能的食品・栄養食品の欧州大手であるフランスのニュートリション&サンテSASが、順調に売上を伸ばしました。

大鵬薬品工業(株)においては、滋養強壮剤「チオビタ」ブランドで新商品「チオビタドリンクアイビタス」を6月に発売しました。消費者マインドが低下し、市場低迷が続く中、商品ラインアップの強化と積極的な営業活動により売上が伸長しました。

生薬配合剤「ソルマック」シリーズは、リニューアル企画の効果により堅調に推移しました。

これらにより、ニュートラシューティカルズ関連事業の売上高は64,979百万円（前年同四半期比5.3%増）、営業利益は4,820百万円（前年同四半期は営業損失350百万円）となりました。

③ 消費者関連事業

大塚食品(株)の食品事業部門においては、カロリーコントロール食品「マンナンヒカリ」が、市販用並びに業務用での新規開拓を通じ、売上が増加しました。

ベバレジ事業部門においては、微炭酸飲料「マッチ」の売上が増加しました。

しかしながら、競合激化や不況による消費者の購買意欲の低下などの影響を受け、消費者関連事業の売上高は12,806百万円（前年同四半期比11.6%減）、営業損失は51百万円（同98.1%減）となりました。

④ その他の事業

大塚化学(株)では、機能化学品事業において、引き続き主要ユーザーである自動車、電子部品等向けに需要が回復し、特に材料分野は中国向けの需要の伸びに支えられ大幅に伸長しました。ファインケミカル事業は、インドでの医薬品中間体の製造販売の増加などにより順調に推移しました。

大塚倉庫(株)では、医薬品の取扱数量の増加などにより業績が堅調に推移しました。

これらにより、その他の事業の売上高は27,294百万円（前年同四半期比10.2%増）、営業利益は1,726百万円（同84.4%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物は275,540百万円となり、前連結会計年度末より45,765百万円減少しました。現金及び現金同等物の減少の内訳は、営業活動により使用したキャッシュ・フローが3,591百万円、投資活動により使用したキャッシュ・フローが19,761百万円及び財務活動により使用したキャッシュ・フローが23,568百万円となっております。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用したキャッシュ・フローは、3,591百万円（前年同四半期は、営業活動により獲得したキャッシュ・フロー68,849百万円）となりました。営業活動によるキャッシュ・フローが減少した要因としては、前第1四半期連結会計期間において、プリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社から受取った「エビリファイ」（「ABILIFY」）の共同販売権の延長にかかる契約一時金により、当第1四半期連結会計期間における法人税等の支払額が前年同期に比べ25,658百万円増加し、また、当該契約一時金を契約期間の満了日にわたって収益認識していることにより長期前受収益が1,830百万円減少したことによります。また、売上債権の増加7,961百万円及びたな卸資産の増加10,010百万円は、「エビリファイ」（「ABILIFY」）及びニュートリション&サンテSASの売上が順調に伸びたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用したキャッシュ・フローは、19,761百万円（前年同四半期は8,237百万円）となりました。当第1四半期連結会計期間は、大塚製薬(株)における創薬基礎研究の中核となる「第十研究所」に関する設備投資及び既存設備の更新を中心とした有形固定資産の取得による支出11,095百万円と投資有価証券の取得による支出10,707百万円が主な内容となっております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用したキャッシュ・フローは、23,568百万円（前年同四半期は5,800百万円）となりました。当第1四半期連結会計期間は、有利子負債の圧縮に努め、短期借入金の減少額3,962百万円及び長期借入金の返済12,843百万円が主な内容となっております。

また、連結の範囲の変更に伴い、現金及び現金同等物が1,538百万円増加いたしました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当社グループの研究開発活動は、世界の人々の健康に役立つ革新的な製品の開発を目指し、疾病の予防、診断、治療、そして日々の健康の維持・増進を目的に活動しています。当第1四半期連結会計期間における研究開発費は38,258百万円です。

主な研究開発分野は次のとおりです。

(医療関連事業)

当社グループは、医療上の未解決のニーズを重点領域として捉え、研究開発を進めています。

大塚製薬(株)は、中枢神経、がんを最重点領域として研究開発を行っています。4月には創薬基礎研究の中核となる「第十研究所」を徳島に竣工しました。中枢神経領域では、英国に本社を置くGWファーマシューティカルズ社とカンナビノイドに関する共同研究期間を延長する契約を6月に締結しました。がん領域では、ブリストル・マイヤーズ スクイブ社が開発し、大塚製薬(株)が販売に関して提携している抗悪性腫瘍剤「スプリセル」について、イマニチブとの比較試験結果を6月にアメリカ臨床腫瘍学会で発表しました。

大鵬薬品工業(株)においては、がんを最重点領域とするスペシャリティファーマとして研究開発を行っています。4月に国内で5-HT₃受容体拮抗型制吐剤「アロキン」を発売しました。

臨床栄養分野では、(株)大塚製薬工場が、国内においての「ヘパフィールド透析用150単位/mLシリンジ20mL」及び「ヘパフィールド透析用200単位/mLシリンジ20mL」の承認申請を行い現在審査中であります。

診断薬の分野では、大塚製薬(株)が、肺炎球菌検出キット「ラピラン肺炎球菌」およびヘリコバクターピロリ抗体キット「ラピランH.ピロリ抗体スティック」について、体外診断用医薬の製造販売承認をそれぞれ5月と6月に取得しました。

医療関連事業における研究開発費は、35,398百万円です。

(ニュートラシューティカルズ関連事業)

当社グループは「健康」をテーマに、人々の日々の健康の維持・増進を目的とする製品の研究開発を行っております。

大塚製薬(株)では、大豆炭酸飲料「SOYSH」を大豆と炭酸の組み合わせという新発想のもと開発しました。大豆特有の後味を気にせず、手軽に美味しく飲むことができる新しい飲料です。

「肌の健康」をテーマにしたコスメディクス(健粧品)分野では、全身スキンケアブランド「UL・OS」が4月に「薬用スキンウォッシュ」を発売しラインアップを拡充しました。

大鵬薬品工業(株)では、滋養強壮剤「チオビタドリンクアイビタス」を6月に発売し、「チオビタ」ブランドのラインアップを充実しました。

ニュートラシューティカルズ関連事業における研究開発費は、1,434百万円です。

(消費者関連事業)

大塚食品(株)は、引き続き人々に身近な食品や飲料の分野でオリジナルな製品の研究開発に取り組みました。

消費者関連事業における研究開発費は、112百万円です。

(その他の事業)

大塚化学(株)では独自のコア技術をベースに、既存分野に加え、エネルギーや環境分野への新規化合物等の製品開発に注力するとともに、糖鎖関連の研究開発を加速しました。

その他事業における研究開発費は、1,312百万円です。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

前連結会計年度末に計画中であった大塚製薬㈱第十研究所は、当第1四半期連結会計期間において完成しております。この結果、関連する主な設備の状況は以下の通りとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積千㎡)	リース資産	その他	合計	
大塚製薬㈱	徳島研究所他 3研究所 (徳島県徳島 市他)	医療関連事 業 ニュートラ シューティ カルズ関連 事業	研究設備	7,491	22	422 (3)	66	2,016	10,019	750

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」の合計であります。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画中であった大塚製薬㈱第十研究所は、平成22年4月に完成しております。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,600,000,000
計	1,600,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	519,156,817	519,156,817	非上場・非登録	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。当社は単元株制度は採用しておりません。
計	519,156,817	519,156,817	—	—

(注) 当社の発行する全部の株式について、定款に以下のとおり定めています。

「第8条 当社の株式を譲渡により取得することについて、株主または株式取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

2 大塚グループ従業員持株会を譲受人とする譲渡の場合には、前項の承認があったものとみなす。」

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成22年6月29日 (注)	—	519,156,817	—	42,946	△10,000	693,072

(注) 平成22年6月29日を効力発生日として、資本準備金10,000百万円をその他資本剰余金へ振替えたことにより、資本準備金が10,000百万円減少しております。

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期連結会計期間において、大株主の異動はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 41,321,260 (相互保有株式) 普通株式 2,638,015	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 475,197,542	475,197,542	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	519,156,817	—	—
総株主の議決権	—	475,197,542	—

② 【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己株式) 大塚ホールディングス(株)	東京都千代田区神田 司町2-9	41,321,260	—	41,321,260	7.95
(相互保有株式) 大鵬薬品工業(株)	東京都千代田区神田 錦町1-27	1,197,035	—	1,197,035	0.23
大塚オーミ陶業(株)	大阪府大阪市中央区 大手通3-2-21	1,185,984	—	1,185,984	0.22
アース製薬(株)	東京都千代田区神田 司町2-12-1	222,328	—	222,328	0.04
大塚倉庫(株)	大阪府大阪市港区石 田1-3-16	32,668	—	32,668	0.00
計	—	43,959,275	—	43,959,275	8.47

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

非上場・非登録により該当事項ありません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※3 253,822	※3 300,668
受取手形及び売掛金	※3 239,770	※3 231,734
有価証券	56,129	※3 50,211
商品及び製品	※3 70,870	※3 64,163
仕掛品	※3 24,357	※3 22,948
原材料及び貯蔵品	※3 30,565	※3 28,308
その他	61,789	※3 53,879
貸倒引当金	△364	△397
流動資産合計	736,941	751,515
固定資産		
有形固定資産	※1, ※3 265,305	※1, ※3 260,935
無形固定資産		
のれん	45,459	44,751
その他	42,802	43,647
無形固定資産合計	88,261	88,399
投資その他の資産		
投資有価証券	271,913	※3 278,522
出資金	22,639	24,349
その他	55,292	57,322
投資損失引当金	△2,549	△2,445
貸倒引当金	△149	△286
投資その他の資産合計	347,147	357,463
固定資産合計	700,713	706,797
繰延資産	59	62
資産合計	1,437,714	1,458,375
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	99,367	93,967
短期借入金	45,664	62,707
未払法人税等	6,220	35,331
賞与引当金	4,962	16,153
その他の引当金	208	450
その他	125,171	103,198
流動負債合計	281,595	311,809
固定負債		
長期借入金	61,637	62,388
退職給付引当金	45,751	45,081
その他の引当金	3,095	3,313
負ののれん	30,781	31,397
その他	53,796	55,928
固定負債合計	195,062	198,109
負債合計	476,657	509,919

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	42,946	42,946
資本剰余金	432,482	432,482
利益剰余金	547,190	532,032
自己株式	△45,354	△45,354
株主資本合計	977,264	962,105
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,830	4,258
繰延ヘッジ損益	7	△14
為替換算調整勘定	△30,435	△30,059
評価・換算差額等合計	△28,597	△25,816
少数株主持分	12,390	12,166
純資産合計	961,057	948,456
負債純資産合計	1,437,714	1,458,375

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	260,834	281,738
売上原価	86,543	93,178
売上総利益	174,290	188,559
販売費及び一般管理費		
販売促進費	48,434	44,563
給料及び賞与	18,752	20,200
賞与引当金繰入額	2,736	2,910
退職給付費用	1,771	1,742
のれん償却額	1,037	1,106
研究開発費	32,019	38,258
その他	44,531	44,139
販売費及び一般管理費合計	149,283	152,921
営業利益	25,007	35,638
営業外収益		
受取利息	331	296
受取配当金	1,055	506
負ののれん償却額	637	647
持分法による投資利益	686	701
共同販売権延長収益	—	1,830
その他	1,280	493
営業外収益合計	3,990	4,477
営業外費用		
支払利息	1,537	584
為替差損	—	3,077
その他	193	124
営業外費用合計	1,730	3,786
経常利益	27,267	36,328
特別利益		
固定資産売却益	12	135
その他	30	54
特別利益合計	43	190
特別損失		
減損損失	31	722
投資損失引当金繰入額	1,173	103
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	426
その他	343	215
特別損失合計	1,548	1,468
税金等調整前四半期純利益	25,762	35,050
法人税、住民税及び事業税	21,066	5,769
法人税等調整額	△14,798	7,324
法人税等合計	6,268	13,094
少数株主損益調整前四半期純利益	—	21,956
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△237	253
四半期純利益	19,731	21,702

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	25,762	35,050
減価償却費	10,105	10,307
減損損失	31	722
のれん償却額	399	458
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	842	663
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△8	△164
受取利息及び受取配当金	△1,386	△803
支払利息	1,537	584
持分法による投資損益 (△は益)	△686	△701
売上債権の増減額 (△は増加)	9,790	△7,961
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△5,323	△10,010
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,070	5,208
長期前受収益の増減額 (△は減少)	35,387	△1,830
その他	1,933	△1,202
小計	77,316	30,321
利息及び配当金の受取額	1,551	962
利息の支払額	△1,518	△717
法人税等の支払額	△8,499	△34,157
営業活動によるキャッシュ・フロー	68,849	△3,591
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,577	△11,095
有形固定資産の売却による収入	23	245
投資有価証券の取得による支出	△4,258	△10,707
投資有価証券の売却及び償還による収入	3,661	9,288
出資金の払込による支出	—	△672
貸付けによる支出	△94	△6
貸付金の回収による収入	23	60
定期預金の預入による支出	△2,939	△3,987
定期預金の払戻による収入	393	414
その他	△469	△3,301
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,237	△19,761

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	23,832	△3,962
長期借入れによる収入	325	106
長期借入金の返済による支出	△15,984	△12,843
社債の償還による支出	△7,467	—
配当金の支払額	△5,879	△5,957
少数株主への配当金の支払額	△616	△144
その他	△10	△766
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,800	△23,568
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,648	△382
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	56,460	△47,304
現金及び現金同等物の期首残高	230,104	321,306
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,889	1,538
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 290,454	※ 275,540

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より蘇州大塚製薬有限公司は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 66社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は、それぞれ5百万円減少しており、税金等調整前四半期純利益は、431百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は560百万円であります。</p> <p>(2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これによる、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響はありません。</p> <p>(3) 企業結合に関する会計基準等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p> <p>当第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「為替差損」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第1四半期連結累計期間は「為替差益」であり、営業外収益の「その他」に含まれる「為替差益」は346百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. たな卸資産の評価方法	当四半期連結会計期間末のたな卸資産について、一部実地たな卸を省略し、前連結会計年度末に係る実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																														
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、461,292百万円 であります。</p> <p>2 受取手形割引高 839百万円</p> <p>※3 担保資産 担保に供している資産は、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。なお、担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>現金及び預金</td><td>764 百万円</td></tr> <tr><td>受取手形及び売掛金</td><td>1,070</td></tr> <tr><td>商品及び製品</td><td>1,453</td></tr> <tr><td>仕掛品</td><td>441</td></tr> <tr><td>原材料及び貯蔵品</td><td>500</td></tr> <tr><td>建物及び構築物</td><td>1,458</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>3,110</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td>167</td></tr> <tr><td>土地</td><td>90</td></tr> <tr><td>計</td><td>9,056 百万円</td></tr> </table>	現金及び預金	764 百万円	受取手形及び売掛金	1,070	商品及び製品	1,453	仕掛品	441	原材料及び貯蔵品	500	建物及び構築物	1,458	機械装置及び運搬具	3,110	工具、器具及び備品	167	土地	90	計	9,056 百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、454,385百万円 であります。</p> <p>2 受取手形割引高 482百万円</p> <p>※3 担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>現金及び預金</td><td>682 百万円</td></tr> <tr><td>受取手形及び売掛金</td><td>7,861</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>0</td></tr> <tr><td>商品及び製品</td><td>3,360</td></tr> <tr><td>仕掛品</td><td>234</td></tr> <tr><td>原材料及び貯蔵品</td><td>1,422</td></tr> <tr><td>その他(流動資産)</td><td>739</td></tr> <tr><td>建物及び構築物</td><td>3,229</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>4,639</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td>304</td></tr> <tr><td>土地</td><td>547</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td>36</td></tr> <tr><td>計</td><td>23,059 百万円</td></tr> </table>	現金及び預金	682 百万円	受取手形及び売掛金	7,861	有価証券	0	商品及び製品	3,360	仕掛品	234	原材料及び貯蔵品	1,422	その他(流動資産)	739	建物及び構築物	3,229	機械装置及び運搬具	4,639	工具、器具及び備品	304	土地	547	投資有価証券	36	計	23,059 百万円
現金及び預金	764 百万円																																														
受取手形及び売掛金	1,070																																														
商品及び製品	1,453																																														
仕掛品	441																																														
原材料及び貯蔵品	500																																														
建物及び構築物	1,458																																														
機械装置及び運搬具	3,110																																														
工具、器具及び備品	167																																														
土地	90																																														
計	9,056 百万円																																														
現金及び預金	682 百万円																																														
受取手形及び売掛金	7,861																																														
有価証券	0																																														
商品及び製品	3,360																																														
仕掛品	234																																														
原材料及び貯蔵品	1,422																																														
その他(流動資産)	739																																														
建物及び構築物	3,229																																														
機械装置及び運搬具	4,639																																														
工具、器具及び備品	304																																														
土地	547																																														
投資有価証券	36																																														
計	23,059 百万円																																														

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																																						
<p>4 偶発債務</p> <p>(1) 下記会社の借入金に対して債務保証を行っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">重慶化医大塚化学有限公司</td> <td style="text-align: right;">2,135 百万円</td> </tr> <tr> <td>トロセレンGmbH</td> <td style="text-align: right;">1,683</td> </tr> <tr> <td>東亜大塚(株)</td> <td style="text-align: right;">1,430</td> </tr> <tr> <td>大塚家具製造販売(株)</td> <td style="text-align: right;">1,040</td> </tr> <tr> <td>アメリカン・ペプタイト カンパニーInc.</td> <td style="text-align: right;">668</td> </tr> <tr> <td>ILS(株)</td> <td style="text-align: right;">495</td> </tr> <tr> <td>ネオス(株)</td> <td style="text-align: right;">468</td> </tr> <tr> <td>大輪総合運輸(株)</td> <td style="text-align: right;">394</td> </tr> <tr> <td>大塚OPV Co., Ltd.</td> <td style="text-align: right;">346</td> </tr> <tr> <td>大塚慎昌(広東)飲料有限公司</td> <td style="text-align: right;">247</td> </tr> <tr> <td>トロセレンRUS Limited Company</td> <td style="text-align: right;">215</td> </tr> <tr> <td>(株)マルキタ家具センター</td> <td style="text-align: right;">101</td> </tr> <tr> <td>その他4社</td> <td style="text-align: right;">172</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,399 百万円</td> </tr> </table>	重慶化医大塚化学有限公司	2,135 百万円	トロセレンGmbH	1,683	東亜大塚(株)	1,430	大塚家具製造販売(株)	1,040	アメリカン・ペプタイト カンパニーInc.	668	ILS(株)	495	ネオス(株)	468	大輪総合運輸(株)	394	大塚OPV Co., Ltd.	346	大塚慎昌(広東)飲料有限公司	247	トロセレンRUS Limited Company	215	(株)マルキタ家具センター	101	その他4社	172	計	9,399 百万円	<p>4 偶発債務</p> <p>(1) 下記会社の借入金に対して債務保証を行っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">重慶化医大塚化学有限公司</td> <td style="text-align: right;">2,840 百万円</td> </tr> <tr> <td>トロセレンGmbH</td> <td style="text-align: right;">1,951</td> </tr> <tr> <td>東亜大塚(株)</td> <td style="text-align: right;">1,646</td> </tr> <tr> <td>大塚家具製造販売(株)</td> <td style="text-align: right;">1,040</td> </tr> <tr> <td>アメリカン・ペプタイト カンパニーInc.</td> <td style="text-align: right;">702</td> </tr> <tr> <td>ネオス(株)</td> <td style="text-align: right;">663</td> </tr> <tr> <td>ILS(株)</td> <td style="text-align: right;">560</td> </tr> <tr> <td>大輪総合運輸(株)</td> <td style="text-align: right;">499</td> </tr> <tr> <td>大塚OPV Co., Ltd.</td> <td style="text-align: right;">354</td> </tr> <tr> <td>大塚慎昌(広東)飲料有限公司</td> <td style="text-align: right;">258</td> </tr> <tr> <td>(株)マルキタ家具センター</td> <td style="text-align: right;">102</td> </tr> <tr> <td>その他5社</td> <td style="text-align: right;">274</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">10,893 百万円</td> </tr> </table>	重慶化医大塚化学有限公司	2,840 百万円	トロセレンGmbH	1,951	東亜大塚(株)	1,646	大塚家具製造販売(株)	1,040	アメリカン・ペプタイト カンパニーInc.	702	ネオス(株)	663	ILS(株)	560	大輪総合運輸(株)	499	大塚OPV Co., Ltd.	354	大塚慎昌(広東)飲料有限公司	258	(株)マルキタ家具センター	102	その他5社	274	計	10,893 百万円
重慶化医大塚化学有限公司	2,135 百万円																																																						
トロセレンGmbH	1,683																																																						
東亜大塚(株)	1,430																																																						
大塚家具製造販売(株)	1,040																																																						
アメリカン・ペプタイト カンパニーInc.	668																																																						
ILS(株)	495																																																						
ネオス(株)	468																																																						
大輪総合運輸(株)	394																																																						
大塚OPV Co., Ltd.	346																																																						
大塚慎昌(広東)飲料有限公司	247																																																						
トロセレンRUS Limited Company	215																																																						
(株)マルキタ家具センター	101																																																						
その他4社	172																																																						
計	9,399 百万円																																																						
重慶化医大塚化学有限公司	2,840 百万円																																																						
トロセレンGmbH	1,951																																																						
東亜大塚(株)	1,646																																																						
大塚家具製造販売(株)	1,040																																																						
アメリカン・ペプタイト カンパニーInc.	702																																																						
ネオス(株)	663																																																						
ILS(株)	560																																																						
大輪総合運輸(株)	499																																																						
大塚OPV Co., Ltd.	354																																																						
大塚慎昌(広東)飲料有限公司	258																																																						
(株)マルキタ家具センター	102																																																						
その他5社	274																																																						
計	10,893 百万円																																																						

<p style="text-align: center;">当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度末 (平成22年3月31日)</p>
<p>(2) 当社は「従業員持株会専用信託（以下、「従持信託」といいます）」の借入金5,961百万円に対して債務保証を行っております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は、当社グループ従業員の福利厚生の増進策として、財産形成の助成と業績向上へのインセンティブを高め、かつ、大塚グループ従業員持株会（以下、「持株会」といいます）による、円滑な当社株式の買付けを可能にするため、受益者適格要件を充足する当社グループ従業員を受益者とした従持信託（他益信託）を設定しております。</p> <p>当社と従持信託との取引関係の概要は、以下のとおりです。</p> <p>① 従持信託は、平成20年7月に設定後5年間にわたり持株会が取得する規模に見合った当社株式を予め取得するために金融機関から借入（責任財産限定特約付）を行っており、当社株式を第三者割当増資の引受により取得しております。なお、金融機関からの借入に際して、当社が借入の保証を行っており、当社は、その対価として保証料を従持信託から受け入れております。</p> <p>② 従持信託は信託期間を通じ、当社株式を毎月持株会へ時価で売却し、株式売却代金及び保有する当社株式に係る受取配当金をもって借入金の元利返済に充当します。</p> <p>③ 信託期間を通じ、信託管理人又は受益者代理人が、議決権行使等当社株式に係る株主としての権利の保全及び行使に関する指図を行います。</p> <p>④ 信託終了時において従持信託内に残余財産がある場合には、受益者に対して分配され、従持信託による借入債務の履行が困難となった場合には、保証契約に基づき当社が弁済します。</p> <p>なお、当四半期連結会計期間末において従持信託が保有している当社株式は8,105千株であり、帳簿価額は6,937百万円であります。</p> <p>(3) 当社の連結子会社である大塚食品㈱は、平成21年10月にネオス㈱の株式の一部を㈱伊藤園に979百万円で譲渡しております。譲渡実行日から5年を超えない期間において、ネオス㈱の債務超過が解消されないこと及びその他の理由により、㈱伊藤園が大塚食品㈱に対し、買戻しを請求した場合には、大塚食品㈱はネオス㈱の株式を譲渡価格で買い戻すこととなっております。</p>	<p>(2) 当社は「従業員持株会専用信託（以下、「従持信託」といいます）」の借入金5,961百万円に対して債務保証を行っております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は、当社グループ従業員の福利厚生の増進策として、財産形成の助成と業績向上へのインセンティブを高め、かつ、大塚グループ従業員持株会（以下、「持株会」といいます）による、円滑な当社株式の買付けを可能にするため、受益者適格要件を充足する当社グループ従業員を受益者とした従持信託（他益信託）を設定しております。</p> <p>当社と従持信託との取引関係の概要は、以下のとおりです。</p> <p>① 従持信託は、平成20年7月に設定後5年間にわたり持株会が取得する規模に見合った当社株式を予め取得するために金融機関から借入（責任財産限定特約付）を行っており、当社株式を第三者割当増資の引受により取得しております。なお、金融機関からの借入に際して、当社が借入の保証を行っており、当社は、その対価として保証料を従持信託から受け入れております。</p> <p>② 従持信託は信託期間を通じ、当社株式を毎月持株会へ時価で売却し、株式売却代金及び保有する当社株式に係る受取配当金をもって借入金の元利返済に充当します。</p> <p>③ 信託期間を通じ、信託管理人又は受益者代理人が、議決権行使等当社株式に係る株主としての権利の保全及び行使に関する指図を行います。</p> <p>④ 信託終了時において従持信託内に残余財産がある場合には、受益者に対して分配され、従持信託による借入債務の履行が困難となった場合には、保証契約に基づき当社が弁済します。</p> <p>なお、当連結会計年度末において従持信託が保有している当社株式は8,105千株であり、帳簿価額は6,937百万円であります。</p> <p>(3) 当社の連結子会社である大塚食品㈱は、平成21年10月にネオス㈱の株式の一部を㈱伊藤園に979百万円で譲渡しております。譲渡実行日から5年を超えない期間において、ネオス㈱の債務超過が解消されないこと及びその他の理由により、㈱伊藤園が大塚食品㈱に対し、買戻しを請求した場合には、大塚食品㈱はネオス㈱の株式を譲渡価格で買い戻すこととなっております。</p>

<p style="text-align: center;">当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度末 (平成22年3月31日)</p>
<p>(4) 当社の連結子会社である大塚製薬㈱は、平成21年4月4日にプリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社と「エビリファイ」の米国における開発・商業化に関する契約期間を平成24年11月から平成27年4月まで延長する旨及び平成22年1月以降「エビリファイ」の米国での売上に対して大塚製薬㈱が受け取る分配金を平成22年1月から増加させる旨の契約を締結しました。この契約により、大塚製薬㈱は契約一時金として400百万ドルを平成21年4月に受領しております。当該契約一時金は、前受収益及び長期前受収益に計上し、平成22年1月1日より以降契約期間満了日までの期間にわたって収益認識しております。今後、各決算期末においては、契約一時金から収益認識を行った金額を控除した残額が前受収益及び長期前受収益に計上されます。なお、当四半期連結累計期間においては、営業外収益に共同販売権延長収益として1,830百万円計上しております。</p> <p>上記に加えて、大塚製薬㈱とプリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社は、プリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社が開発した抗悪性腫瘍剤「スプリセル」と「イキサベピロン」について以下のとおり契約しており、当該契約に伴う収益が平成22年1月1日より計上されております。</p> <p>イ. 大塚製薬㈱は、米国、欧州、日本における一定額の経費を負担し、米国、日本及び欧州の主要な国においてプリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社と「スプリセル」の共同開発・共同販売を行います。</p> <p>ロ. 平成22年から平成32年まで、大塚製薬㈱は、「スプリセル」と「イキサベピロン」の売上合計額に応じて分配金を受け取ります。</p> <p>これら契約に関し、契約期間中に「エビリファイ」の後発品（ジェネリック医薬品）が米国で発売され、かつ、プリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社が当該契約の解除を申し入れた場合には、大塚製薬㈱は上記契約一時金を含む契約上合意された補償金を支払う条項が平成22年1月1日より発効しております。今後、各決算期末においては、当該補償金から負債に計上された前受収益及び長期前受収益を控除した金額が偶発債務となります。平成22年6月30日現在、当該偶発債務の金額は8,121百万円になります。また、プリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社は、「エビリファイ」の後発品（ジェネリック医薬品）が平成26年2月22日以前に米国で発売された場合、「スプリセル」と「イキサベピロン」に関する契約を解約する権利を有しております。</p>	<p>(4) 当社の連結子会社である大塚製薬㈱は、平成21年4月4日にプリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社と「エビリファイ」の米国における開発・商業化に関する契約期間を平成24年11月から平成27年4月まで延長する旨及び平成22年1月以降「エビリファイ」の米国での売上に対して大塚製薬㈱が受け取る分配金を平成22年1月から増加させる旨の契約を締結しました。この契約により、大塚製薬㈱は契約一時金として400百万ドルを平成21年4月に受領しております。当該契約一時金は、前受収益及び長期前受収益に計上し、平成22年1月1日より以降契約期間満了日までの期間にわたって収益認識しております。今後、各決算期末においては、契約一時金から収益認識を行った金額を控除した残額が前受収益及び長期前受収益に計上されます。なお、当連結会計年度においては、営業外収益に共同販売権延長収益として1,830百万円計上しております。</p> <p>上記に加えて、大塚製薬㈱とプリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社は、プリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社が開発した抗悪性腫瘍剤「スプリセル」と「イキサベピロン」について以下のとおり契約しており、当該契約に伴う収益が平成22年1月1日より計上されております。</p> <p>イ. 大塚製薬㈱は、米国、欧州、日本における一定額の経費を負担し、米国、日本及び欧州の主要な国においてプリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社と「スプリセル」の共同開発・共同販売を行います。</p> <p>ロ. 平成22年から平成32年まで、大塚製薬㈱は、「スプリセル」と「イキサベピロン」の売上合計額に応じて分配金を受け取ります。</p> <p>これら契約に関し、契約期間中に「エビリファイ」の後発品（ジェネリック医薬品）が米国で発売され、かつ、プリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社が当該契約の解除を申し入れた場合には、大塚製薬㈱は上記契約一時金を含む契約上合意された補償金を支払う条項が平成22年1月1日より発効しております。今後、各決算期末においては、当該補償金から負債に計上された前受収益及び長期前受収益を控除した金額が偶発債務となります。平成22年3月31日現在、当該偶発債務の金額は4,242百万円になります。また、プリストル・マイヤーズ スクイブ・カンパニー社は、「エビリファイ」の後発品（ジェネリック医薬品）が平成26年2月22日以前に米国で発売された場合、「スプリセル」と「イキサベピロン」に関する契約を解約する権利を有しております。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (百万円)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 297,420	現金及び預金勘定 253,822
預入期間が3か月を超える定期預金 <u>△6,966</u>	預入期間が3か月を超える定期預金 <u>△10,282</u>
現金及び現金同等物 290,454	譲渡性預金 32,000
	現金及び現金同等物 <u>275,540</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

- 発行済株式の種類及び総数
普通株式 519,156千株
- 自己株式の種類及び株式数
普通株式 42,610千株
- 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	5,972	12.5	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	医療関連 事業 (百万円)	ニュートラシ ューティカル ズ関連事業 (百万円)	消費者 関連事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対 する売上高	169,972	61,279	14,335	15,247	260,834	-	260,834
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	3	443	156	9,527	10,130	△10,130	-
計	169,976	61,722	14,491	24,775	270,965	△10,130	260,834
営業利益又は 営業損失(△)	35,507	△350	△2,738	936	33,353	△8,346	25,007

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主要な製品

- (1) 医療関連事業： 治療薬及び輸液等
- (2) ニュートラシューティカルズ関連事業： 機能性食品、医薬部外品及び栄養補助食品等
- (3) 消費者関連事業： ミネラルウォーター、嗜好性飲料及び食品等
- (4) その他の事業： 商品の保管、保管場所の提供、化学薬品、農薬、肥料及び液晶
評価機器・分光分析機器他

3. 事業区分の方法の変更

事業区分の方法については、従来、事業の種類・性質の類似性等の観点に基づき「医療関連事業」、「消費者関連事業」及び「その他の事業」としていましたが、当第1四半期連結累計期間より、「医療関連事業」、「ニュートラシューティカルズ関連事業」、「消費者関連事業」及び「その他の事業」に変更しました。

この変更は、平成20年7月より実施した組織再編を契機として事業区分の見直しを行い、科学的根拠をもとに開発された医薬部外品や機能性食品及び栄養補助食品等を「ニュートラシューティカルズ関連事業」として純化させるとともに、独立した損益管理・投資回収管理体制を新たに構築したことによるものであります。当該変更は、当社グループの経営管理の実態を適正に表示するためのものであります。

この結果、従来の方法と比較して当第1四半期連結累計期間の売上高は、「医療関連事業」が4,713百万円(うち外部顧客に対する売上高は4,713百万円)減少し、「ニュートラシューティカルズ関連事業」が61,722百万円(うち外部顧客に対する売上高は61,279百万円)増加し、消費者関連事業が57,008百万円(うち外部顧客に対する売上高は56,565百万円)減少しております。また、営業利益は、「医療関連事業」が4,208百万円増加し、「ニュートラシューティカルズ関連事業」が350百万円減少し、「消費者関連事業」が704百万円増加し、「消去又は全社」が4,562百万円減少しております。

4. 美術陶板の償却

当第1四半期連結会計期間より、有形固定資産のうち美術陶板については、定率法により償却しております。この償却により、従来の方法によった場合に比べて、営業利益は「消去又は全社」で198百万円減少しております。

5. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、9,459百万円であり、その主なものは本社・研究所等の間接部門に係る費用であります。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	アメリカ (百万円)	その他地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	147,226	88,295	25,312	260,834	-	260,834
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	29,347	7,335	1,137	37,820	△37,820	-
計	176,574	95,630	26,449	298,654	△37,820	260,834
営業利益	26,241	1,561	1,962	29,765	△4,758	25,007

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アメリカ……………アメリカ合衆国

(2) その他地域……………アメリカ合衆国を除く地域

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	アメリカ	その他地域	計
I 海外売上高（百万円）	87,748	30,638	118,386
II 連結売上高（百万円）			260,834
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	33.6	11.7	45.4

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) アメリカ……………アメリカ合衆国

(2) その他地域……………アメリカ合衆国を除く地域

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は持株会社として、グループ戦略の立案・決定、グループ経営のモニタリング機能を果たすとともに、グループ会社に対して、各種共通サービスの提供を行っており、事業活動は、当社傘下の子会社及び関連会社が展開しております。

当社グループは、事業の核をヘルスケアに置いて、国内・海外で医療関連、ニュートラシューティカルズ関連、消費者関連及びその他の事業活動を展開しており、「医療関連事業」、「ニュートラシューティカルズ関連事業」、「消費者関連事業」及び「その他の事業」の4つを報告セグメントとしております。

「医療関連事業」は、治療薬及び輸液等を生産及び販売しております。「ニュートラシューティカルズ関連事業」は、機能的食品、医薬部外品及び栄養補助食品等を生産及び販売しております。「消費者関連事業」は、ミネラルウォーター、嗜好性飲料及び食品等を生産及び販売しております。「その他の事業」は、商品の保管、保管場所の提供のサービス提供、及び化学薬品、農薬、肥料及び液晶評価機器・分光分析機器他を生産及び販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	医療関連 事業	ニュートラ シューティ カルズ関連 事業	消費者 関連事業	その他の 事業	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	185,805	64,504	12,565	18,862	281,738	—	281,738
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	474	240	8,431	9,146	△9,146	—
計	185,805	64,979	12,806	27,294	290,885	△9,146	281,738
セグメント利益 又はセグメント損 失(△)	38,881	4,820	△51	1,726	45,377	△9,739	35,638

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額△9,739百万円には、セグメント間取引消去212百万円、各セグメントに配分していない全社費用△9,951百万円が含まれております。全社費用は、本社・研究所等の間接部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,990円71銭	1株当たり純資産額	1,964円70銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	43円88銭	1株当たり四半期純利益金額	45円54銭
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	43円83銭	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	45円52銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	19,731	21,702
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	19,731	21,702
期中平均株式数(千株)	449,617	476,546
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	△22	△9
(うち持分法による投資利益)	(△22)	(△9)
普通株式増加数(千株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

新株予約権(ストック・オプション)の発行

当社は、平成22年6月29日開催の定時株主総会及び取締役会において決議した以下のストック・オプションとしての新株予約権を平成22年7月22日に発行いたしました。

- ① 会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき、平成22年6月29日第2期定時株主総会終結の時に在任する当社取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成22年6月29日の定時株主総会において特別決議を経た上で、同日開催の取締役会において募集事項を決定し、平成22年7月22日に発行いたしました。

決議年月日	平成22年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数(株)	490,000株 各新株予約権の目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。 但し、付与株式数は下記(注1)の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。 行使価額は、1円とする。
新株予約権の行使期間	平成24年7月23日から平成27年7月31日まで。
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1) 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」といいます。)後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われることとする。

(注2) 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりとする。

- 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の取締役の地位になければならない。但し、当社取締役会で認める場合はこの限りではない。
- 新株予約権者が、当社又は当社の子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、もしくは就任することを承諾した場合又は当社もしくは当社の子会社の事業と直接的もしくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- 新株予約権者に法令又は当社もしくは当社の子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができないものとする。
- 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
- その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結

する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注3) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりとする。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(これらを総称して、以下「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。

b. 新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

c. 新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「株式の数」に準じて決定する。

d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記c. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

e. 新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

f. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとする。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ. の資本金等増加限度額から上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

g. 新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記(注2)及び下記の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。

イ. 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合)、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合)には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

ロ. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)が上記(注2)により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。

ハ. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

h. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

- ② 会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき、平成22年6月29日第2期定時株主総会終結の時に在任する当社監査役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成22年6月29日の定時株主総会において特別決議を経た上で、同日開催の取締役会において募集事項を決定し、平成22年7月22日に発行いたしました。

決議年月日	平成22年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数（株）	32,000株 各新株予約権の目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。 但し、付与株式数は下記（注1）の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。 行使価額は、2,100円とする（注2）。 但し、行使価額は下記（注3）の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使期間	平成24年7月23日から平成27年7月31日まで。
新株予約権の行使の条件	（注4）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）

（注1） 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」といいます。）後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われることとする。

（注2） 新株予約権の行使価額の算定根拠等

当社は、非上場会社であり、市場において形成される株価に基づいて行使価額を算定することができないため、新株予約権の行使価額を決定するにあたり、第三者機関に対して、当社の株価の算定を依頼いたしました。当社取締役会は、当該第三者機関が類似会社比較法を踏まえて算定した株価を参考に、当社が平成20年9月30日及び12月25日を払込期日として実施した第三者割当増資時の発行価額が25,000円であったこと、その後、平成21年6月30日付けで1株を20株とする株式分割を行ったこと（第三者割当増資時の発行価額25,000円の20分の1は1,250円となります。）及び直前連結会計年度末の1株当たりの純資産額が1,964円70銭となることなども併せて考慮して、取締役会において十分に協議した上で、1株当たりの行使価額を2,100円と決定いたしました。

なお、上記のとおり、当社は、第三者機関による株価の算定結果のみならず、その他の諸要素も考慮した上で新株予約権の行使価額を決定していることから、第三者機関の名称は公表しておりません。

(注3) 割当日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(注4) 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりとする。

- a. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の監査役の地位になければならない。但し、当社取締役会で認める場合はこの限りではない。
- b. 新株予約権者が、当社又は当社の子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、もしくは就任することを承諾した場合又は当社もしくは当社の子会社の事業と直接的もしくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- c. 新株予約権者に法令又は当社もしくは当社の子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- d. 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができないものとする。
- e. 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- f. 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
- g. その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注5) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりとする。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。
- b. 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- c. 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「株式の数」に準じて決定する。
- d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記c. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- e. 新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- f. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとする。
 - ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ. の資本金等増加限度額から上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

g. 新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記（注4）及び下記の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。

- イ. 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
 - ロ. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が上記（注4）により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ハ. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- h. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

- ③ 会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき、平成22年6月29日第2期定時株主総会終結の時に在任する完全子会社取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成22年6月29日の定時株主総会において特別決議を経た上で、同日開催の取締役会において募集事項を決定し、平成22年7月22日に発行いたしました。

決議年月日	平成22年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	完全子会社取締役 3
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数（株）	150,000株 各新株予約権の目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。 但し、付与株式数は下記（注1）の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。 行使価額は、1円とする。
新株予約権の行使期間	平成24年7月23日から平成27年7月31日まで。
新株予約権の行使の条件	（注2）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）

（注1） 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」といいます。）後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われることとする。

(注2) 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりとする。

- a. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の子会社における取締役の地位になければならない。但し、当社取締役会で認める場合はこの限りではない。
- b. 新株予約権者が、当社又は当社の子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役員に就任し、もしくは就任することを承諾した場合又は当社もしくは当社の子会社の事業と直接的もしくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- c. 新株予約権者に法令又は当社もしくは当社の子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- d. 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができないものとする。
- e. 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- f. 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
- g. その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注3) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりとする。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。
- b. 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- c. 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「株式の数」に準じて決定する。
- d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記c. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- e. 新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- f. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとする。
 - ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ. の資本金等増加限度額から上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- g. 新株予約権の取得事由及び行使の条件
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記（注2）及び下記の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。
 - イ. 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

- ロ. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が上記（注2）により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ハ. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- h. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

④ 会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき、平成22年6月29日第2期定時株主総会終結の時に在任する子会社取締役、子会社監査役、当社執行役員及び子会社執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成22年6月29日の定時株主総会において特別決議を経た上で、同日開催の取締役会において募集事項を決定し、平成22年7月22日に発行いたしました。

決議年月日	平成22年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社取締役、子会社監査役、 当社執行役員及び子会社執行役員 61
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数（株）	620,000株 新株予約権の目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。但し、付与株式数は下記（注1）の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。 行使価額は、2,100円とする。（注2） 但し、行使価額は下記（注3）の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使期間	平成24年7月23日から平成27年7月31日まで。
新株予約権の行使の条件	（注4）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）

（注1） 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」といいます。）後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われることとする。

(注2) 新株予約権の行使価額の算定根拠等

当社は、非上場会社であり、市場において形成される株価に基づいて行使価額を算定することができないため、新株予約権の行使価額を決定するにあたり、第三者機関に対して、当社の株価の算定を依頼いたしました。当社取締役会は、当該第三者機関が類似会社比較法を踏まえて算定した株価を参考に、当社が平成20年9月30日及び12月25日を払込期日として実施した第三者割当増資時の発行価額が25,000円であったこと、その後、平成21年6月30日付で1株を20株とする株式分割を行ったこと（第三者割当増資時の発行価額25,000円の20分の1は1,250円となります。）及び直前連結会計年度末の1株当たりの純資産額が1,964円70銭となることなども併せて考慮して、取締役会において十分に協議した上で、1株当たりの行使価額を2,100円と決定いたしました。

なお、上記のとおり、当社は、第三者機関による株価の算定結果のみならず、その他の諸要素も考慮した上で新株予約権の行使価額を決定していることから、第三者機関の名称は公表しておりません。

(注3) 割当日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(注4) 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりとする。

- a. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、保有する新株予約権の行使の時点において、新株予約権の割当てを受けた時点で有していた当社又は当社の子会社における地位になければならない。但し、当社取締役会で認める場合はこの限りではない。
- b. 新株予約権者が、当社又は当社の子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役員に就任し、もしくは就任することを承諾した場合又は当社もしくは当社の子会社の事業と直接的もしくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- c. 新株予約権者に法令又は当社もしくは当社の子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- d. 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができないものとする。
- e. 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- f. 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
- g. その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注5) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりとする。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。

b. 新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

c. 新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「株式の数」に準じて決定する。

d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記c. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- e. 新株予約権を行使することができる期間
 交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- f. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとする。
 ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ.の資本金等増加限度額から上記イ.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- g. 新株予約権の取得事由及び行使の条件
 新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記（注4）及び下記の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。
 イ. 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
 ロ. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が上記（注4）により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
 ハ. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- h. 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

2【その他】

(1) 訴訟

- (イ) 米国における一部の医薬品の販売に関し、AWP（Average Wholesale Price：平均卸売価格）として公表されている価格と実際の販売価格とが乖離していること等により損害を受けたとして、ミシシッピ州政府等から損害賠償を請求する民事訴訟（いわゆる「AWP訴訟」）が、当社の連結子会社である大塚アメリカファーマシューティカルInc.を含む多数の製薬会社に対し提起されており、当社グループでは、「エビリファイ」（「ABILIFY」）等につきAWP訴訟が提起されております。
- (ロ) 大塚製薬㈱は、米国において、Sandoz Inc.、Sun Pharmaceutical Industries Ltd.、他5社が、「エビリファイ」（「ABILIFY」）の後発品販売目的で簡易化新薬申請を行ったため、当該7社とそれらの関連会社を相手取って、ニュージャージー州連邦地方裁判所において特許侵害訴訟を提起しており、現在も係属中です。

(2) 剰余金の配当

平成22年5月14日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額……………5,972百万円
 (ロ) 1株当たりの金額……………12円50銭
 (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成22年6月30日

(注) 平成22年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

大塚ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北地達明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三澤幸之助 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村研一 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大塚ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大塚ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. セグメント情報の（注）3.に記載されているとおり、会社は事業区分の方法の変更を行っている。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年7月1日において、会社を完全親会社とし、大塚化学株式会社を完全子会社とする株式交換を実施した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月9日

大塚ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北地達明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村研一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸地肖幸 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大塚ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大塚ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。